愛媛県社会保険労務士会 会員の皆様へ

産業雇用安定センターのご案内

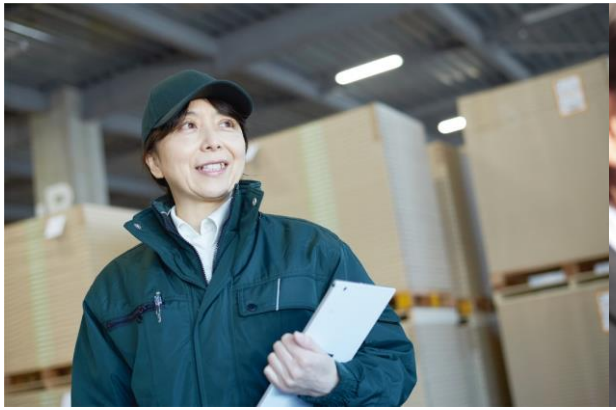

応援します、頑張るあなたの新職場!!

公益財団法人 産業雇用安定センター 愛媛事務所

産業雇用 検索

産業雇用安定センターについて

- プラザ合意に伴う円高不況の進行により、大量の余剰人員が生まれ雇用不安が高まっていた時代、昭和６２年３月に、当時の **労働省、日経連、産業団体**などが協力して **失業なき労働移動** を支援する **公的機関** として設立されました。
- 以来、厚生労働省、経済・産業団体や労働組合などとの密接な連携のもとに、本部と全国４７都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより出向・移籍の支援事業に取り組んでいます。
- 主な事業は、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、 情報提供・相談等の支援を行い、出向・移籍の成立に結び付ける**「人材マッチング」**の業務を **無料** で実施しています。

- **目的：「失業なき労働移動」の実現**
- **役割：雇用のセーフティネット**

雇用調整等のニーズのある 1 企業様（送出）と 2 雇い入れご希望の企業様（受入）との間で人材マッチングサービスを提供しています。

産業雇用安定センターの特色

■ 実績と信頼

設立以来 **３０年以上** にわたって、
独自の人材情報ときめ細かな対応により、
幅広い年代の人材マッチングをご支援しています。

■ 個人情報保護の遵守

当センターは、管理下にある個人情報について、
個人情報保護方針を定め、遵守ならびに
実行いたします。

■ 全国ネットワークによるサポート

- **全国 ４７都道府県** の地方事務所による
  全国ネットワークで人材マッチングサービスを
  ご提供します。
- 全国 **約５００名** の民間出身のコンサルタントが
  マンツーマンでご支援いたします。

★在職中の登録が原則です。

（退職後は登録できません。）
登録後は在職中から再就職活動
が可能となります。

一目でわかる産業雇用安定センター

厚生労働省と
経済産業団体が協力

雇用のセーフティネットとして設立した公的機関

再就職・出向の実績

約22万人

幅広い業種の企業出身者
が担当

約500人のコンサルタント

専任コンサルタントが
寄り添ってサポート

マンツーマン対応

質の高い求人情報

企業訪問による求人開拓

地域ネットワークによる
多様な求人

地元企業公的機関からの独自求人

全国47都道府県事務所
のネットワーク

UIJターン対応

企業様・個人の方の
再就職・出向にかかる費用

無料

産業雇用安定センターの支援実績（全国）

出向・移籍別成立状況（全国）

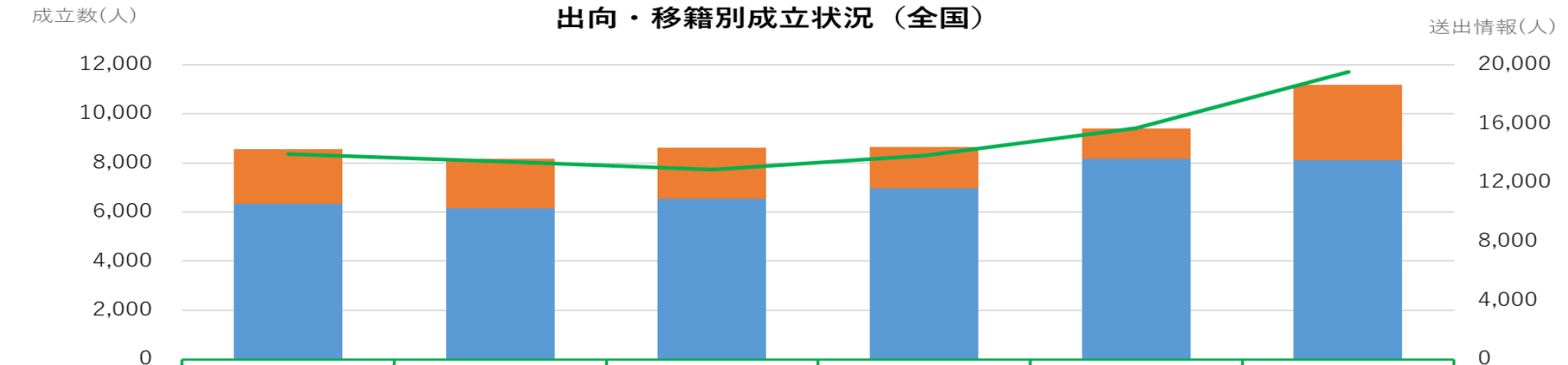

	2015年度（平成27年）	2016年度（平成28年）	2017年度（平成29年）	2018年度（平成30年）	2019年度	2020年度
出向成立	2,220	2,024	2,073	1,678	1,240	3,061
移籍成立	6,339	6,157	6,533	6,963	8,177	8,109
新規送出者	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	19,489

年齢別成立（再就職・出向）状況（2019年度：9,417人）

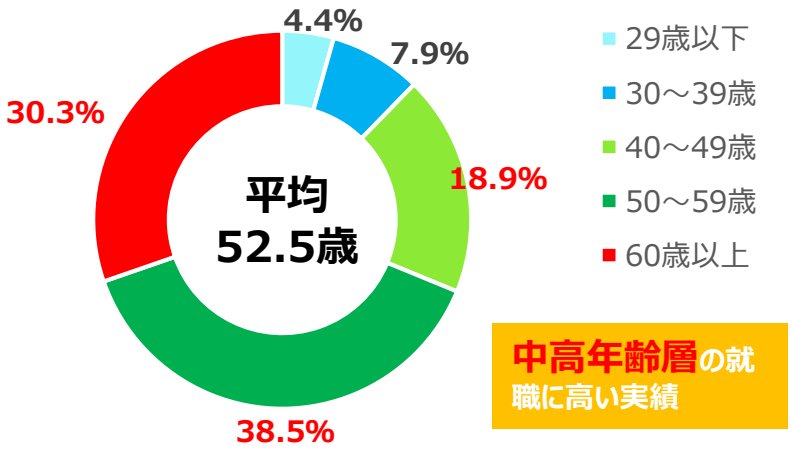

中高年齢層の就職に高い実績

就職先が決まるまでの期間

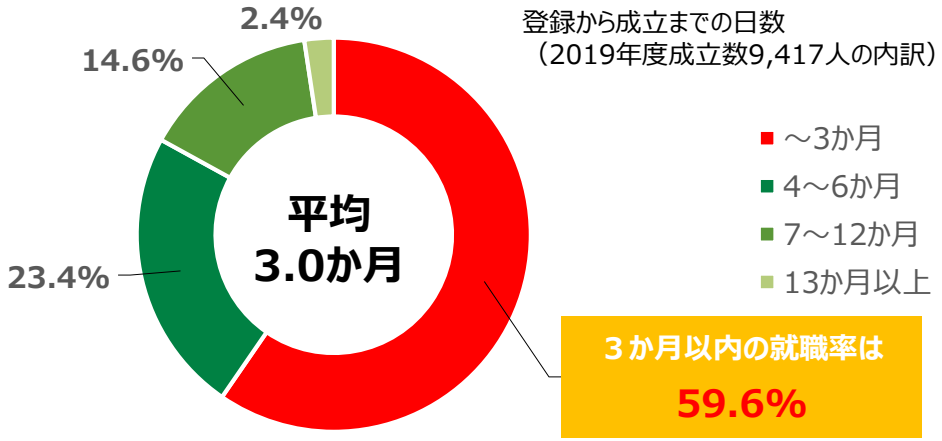

3か月以内の就職率は 59.6%

産業雇用安定センターの支援実績（愛媛事務所）

出向・移籍別成立状況(愛媛事務所)

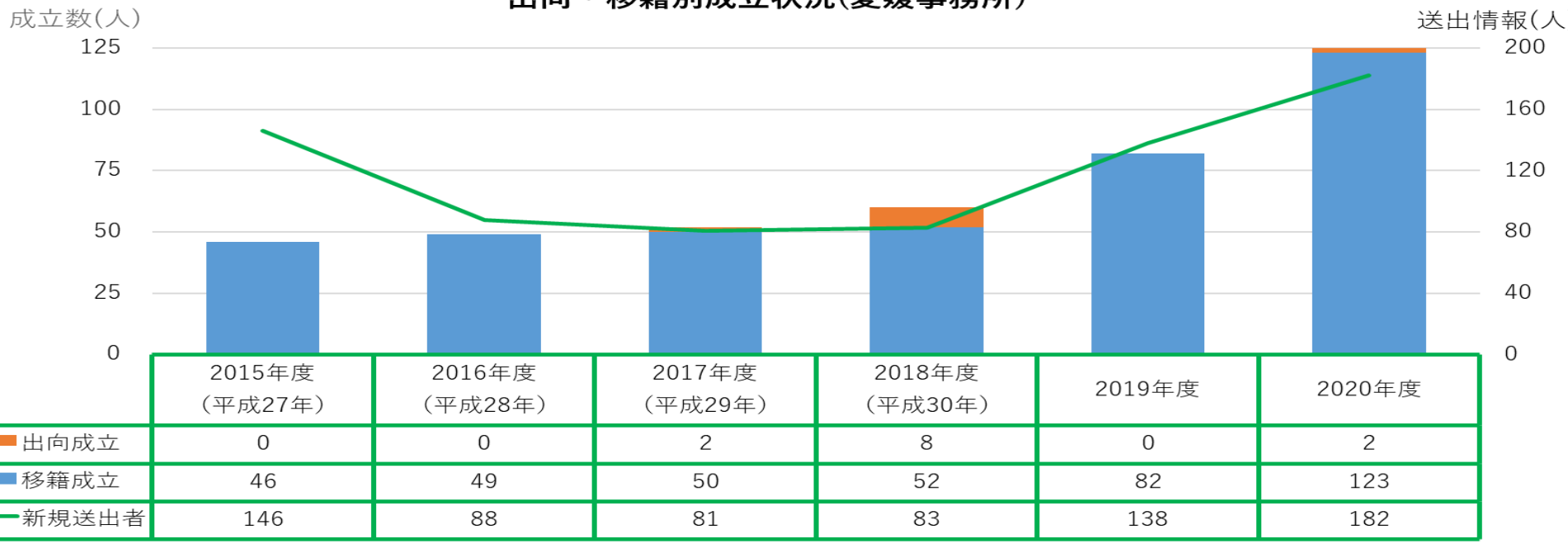

	2015年度（平成27年）	2016年度（平成28年）	2017年度（平成29年）	2018年度（平成30年）	2019年度	2020年度
出向成立	0	0	2	8	0	2
移籍成立	46	49	50	52	82	123
新規送出者	146	88	81	83	138	182

	2018年度	2019年度	2020年度
事業所訪問件数	2,643件	2,521件	1,875件
移籍・出向成立数	60人	82人	125人
新規送出(求職者)数	83人	138人	182人
成　立　率	72.3%	59.4%	68.7%

年齢別成立（再就職）状況（2020年度：125人）

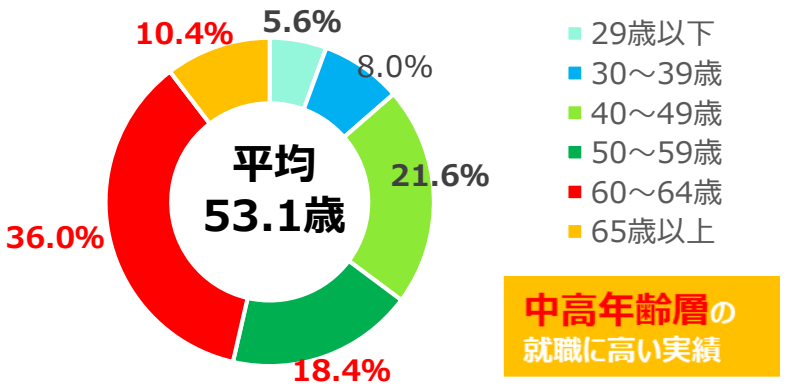

中高年齢層の就職に高い実績

センターに関する経済団体の提言・要望

日本商工会議所・東京商工会議所

「新型コロナ克服に向けた新たな経済対策に関する意見」（2020年11月19日）より抜粋

II. 中小企業の事業継続とポストコロナを見据えたビジネス変革への支援

（２）雇用維持への支援継続と拡充

② 雇用吸収力のある産業や成長分野への「失業なき労働移動」の促進

・産業雇用安定センターによる雇用過剰企業と人手不足企業等とのマッチングの推進支援

③ 中小企業の中途採用・経験者採用、新卒採用に関する支援の拡充等

・中途採用・経験者採用を支えるハローワークや産業雇用安定センターの機能強化

日本経済団体連合会

「雇用保険制度見直しに関する提言」（2019年9月17日）より抜粋

３．雇用保険の制度設計に関する考え方

（１）高齢者の雇用・就業機会確保に向けて

②70歳までの就業機会確保に向けた対応

「政府は、骨太方針 2019 等において、70 歳までの就業機会確保ための仕組みの実現に向け、多様な選択肢を示した上で、企業の努力規定とする法案提出を図る方針を示している。（中略）政策的な支援のひとつして、雇用保険二事業の効果的活用を期待したい。多様な高齢者の就労ニーズに対応するため、企業における高齢者の就業環境の改善を促す助成金の拡充とともに、就業機会の様々な選択肢が実際活用されるよう、国・地方自治体・公的機関のキャリア支援サービスやマッチング機能の充実・強化が不可欠である。たとえば、ハローワークにおける高齢者向けの就労支援、地方自治体等が提供する独自のサービス、**産業雇用安定センターの機能を充実し、就業機会の拡大、マッチング機能の強化を図るべきである。**」

サービスのラインナップ

1 人材確保・再就職の人材マッチング

専門性の高い人材を
雇いたい、人材を確保したい

マッチング

事業の整理・縮小を
検討している

2 キャリア人材バンク

能力・技術を有する
高齢者の雇用を検討

マッチング

６６歳以降もまだまだ
働きたい

3 人材育成・企業間交流のための出向支援

新規分野開拓のために
経験者を受け入れたい

マッチング

他企業での就業経験に
より従業員の能力・技術
向上を図りたい

4 セミナー事業（有料）

- 新入社員研修・フォローアップ研修
- リーダーシップスキルアップセミナー
- マネジメントスキルアップセミナー
- ハラスメントセミナー　など

再就職・出向支援サービスの流れ

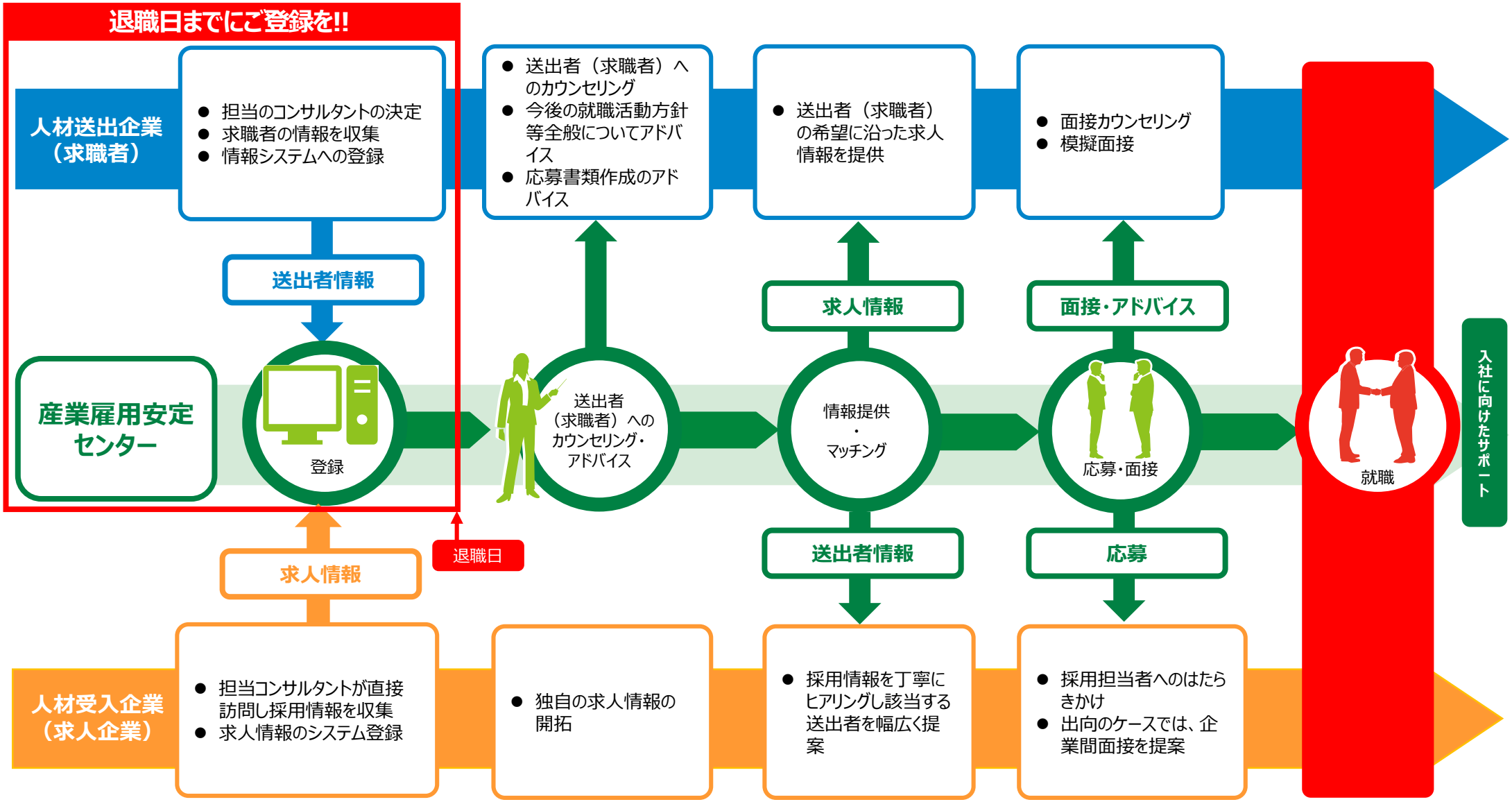

キャリア人材バンクのご案内

産業雇用安定センターでは、全国の地方事務所で「キャリア人材バンク」の登録を受け付けています。

「キャリア人材バンク」では、働く意欲があり能力・経験が豊富な60歳以上の高齢者の方と、その能力・経験を必要とする企業との間をコンサルタントが丁寧にマッチングいたします。

キャリア人材バンクに登録できる方

■ **会社を通じての登録**

①60歳以上の在職者の方で
②定年、継続雇用終了や有期雇用契約期間満了後に再就職を希望する方が
③会社を通じて登録する場合

または

■ **個人での登録**

①６０歳以上７０歳以下の方で
②在職中で再就職を希望する方、または、離職後１年以内の方で再就職を希望する方

キャリア人材バンク

キャリア人材バンクに登録できる求人企業

■ **高齢者を採用するに当たって、以下の条件にいずれも該当する場合**

①６６歳以降も働き続けることが可能であり
②採用する方の能力・経験を活かすことができ
③採用後の雇用期間が１年以上見込まれること

登録者・成立状況

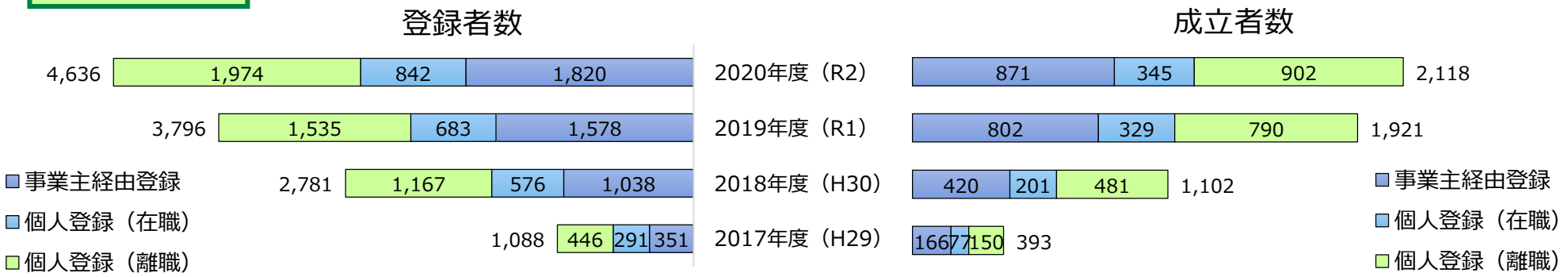

「キャリア・ステップアップ型出向／人材育成・交流型出向」のご案内

企業の成長、企業間の連携を出向による人材の交流によってサポートします。

■キャリア・ステップアップ型出向

【ねらい】
- 企業人材の多様なキャリア・ステップアップへの主体的な挑戦を後押しする
- 本人のキャリアパスやライフプランに合わせた職域拡大、ＵＩＪターン等を支援する

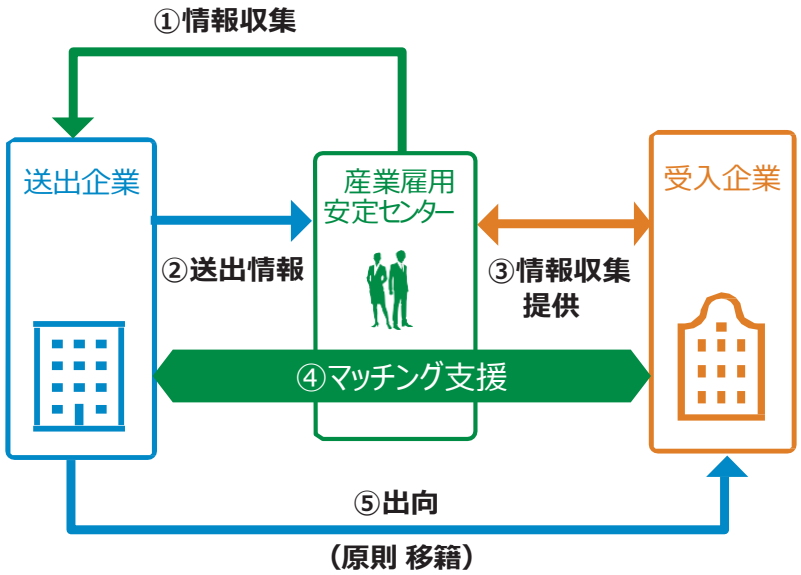

■人材育成・交流型出向

【ねらい】
- 従業員の能力開発や人材育成 特に高度人材の育成により企業力の強化を図る
- 人材交流を目的とした取組により、企業間の連携強化、人的結びつきの強化、組織の活性化を図る

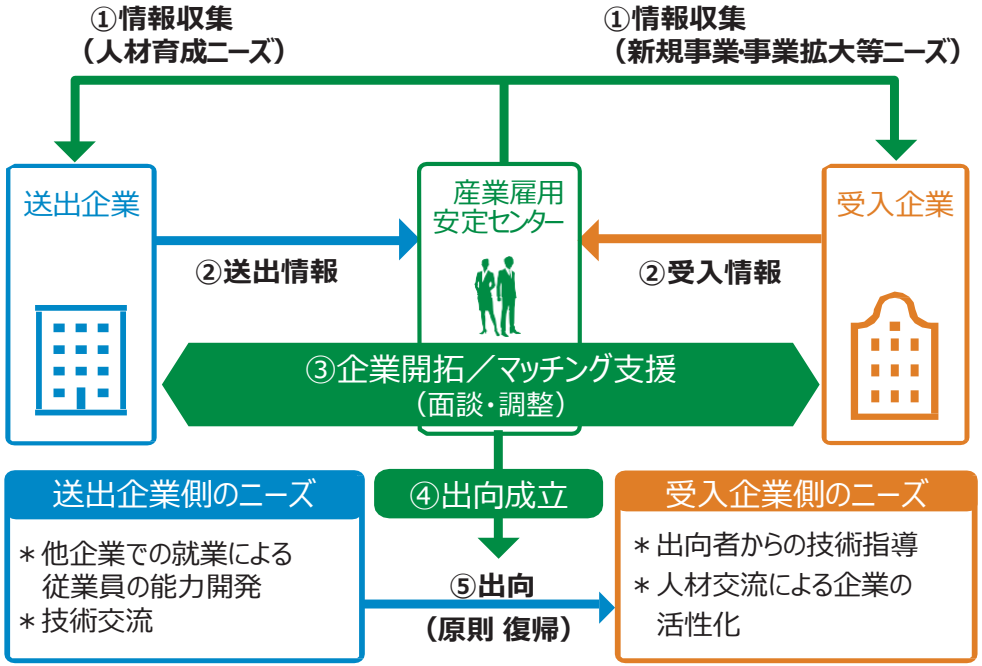

SANKOセミナー（有料）のご案内

□ 企業の**課題に合わせて**セミナー内容を**無料でカスタマイズ！**

- 時間帯や人数も企業のご要望に合わせて開催できます
- 内容が絞り込まれているので短時間で**高い効果が期待**できます

□ **リーズナブル**なセミナー費用!

- 営利を目的としない**公益財団法人**だからこその**価格**

□ 豊富な**セミナー開催実績**と**資格**を有する講師陣!

- 大手企業で人事・労務・研修業務を長年にわたって経験
- 受講された方々から高い評価を受けリピーター企業も多数

□ **全国**の支店や関連会社への展開や休日の開催も可能

- 産業雇用安定センターは全国組織
- 研修講師は、全国どこへでも駆けつけます

雇用を守る出向支援プログラム2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。

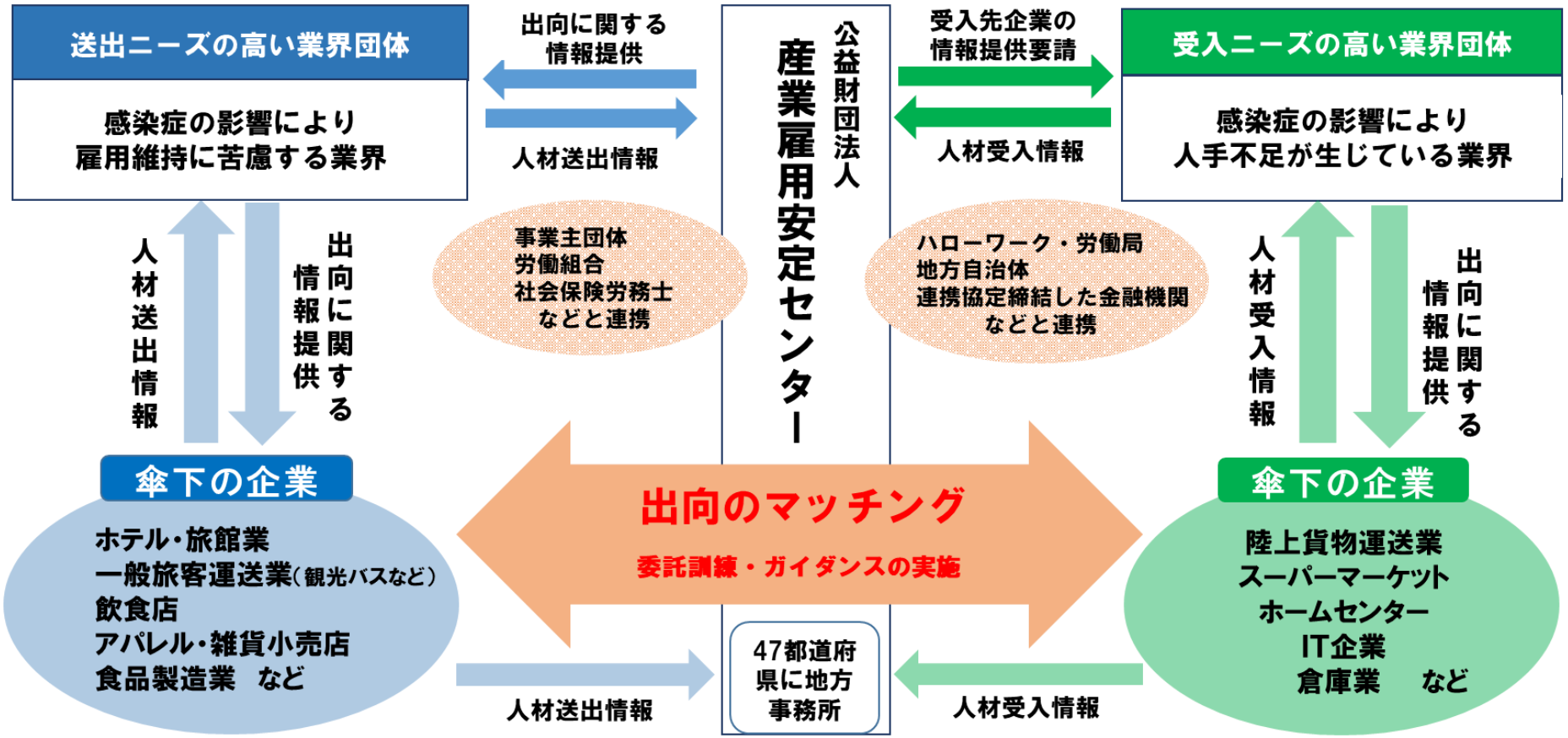

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設**しました。

助成金の対象となる「出向」

■**対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■**前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

[その他要件]

・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること

・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと　　などの要件があります。

対象事業主

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）

② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成対象となる経費

■出向開始日が令和３年１月１日以降の場合、
出向開始日以降の出向運営経費および１月１日以降の出向初期経費が助成対象となります。

■出向開始日が令和３年１月１日より前の場合、
１月１日以降の出向運営経費のみ助成対象となります。

助成率・助成額

○**出向運営経費**

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／日	

○**出向初期経費**

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

	出向元	出向先
助成額（※）	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額	各5万円／1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030205企01

受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの協定
出向予定者の**同意**

↓

出向計画届提出・要件の確認※2

↓

出向の実施

↓

支給申請※3・助成金受給※4

※1　出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2　**出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば２週間前）までに**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

※3　1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

※4　支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

参考：助成額比較(イメージ)

⚠ 一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置に も該当する場合があり得ます。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

・出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 9,000円

・出向期間中の出向運営経費

– 出向元賃金負担 3,600円、出向先賃金負担 5,400円、

– 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円

※ 出向元・先ともに中小企業事業主

※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない

※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■**産業雇用安定助成金**

出向運営経費（出向元賃金負担）3,600円		出向運営経費 8,400円（出向先賃金負担 5,400円、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円）	
産業雇用安定助成金 9/10 3,240円	実質負担 1/10 360円	**産業雇用安定助成金** 9/10 7,560円	実質負担 1/10 840円

※上記に加え、初期支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成（出向初期経費）

■**（参考）雇用調整助成金の場合**

出向運営経費（出向元賃金負担）3,600円		出向運営経費 8,400円（出向先賃金負担 5,400円、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円）
雇用調整助成金 2/3 2,400円	実質負担 1/3 1,200円	実質負担 10/10 8,400円

お問い合わせ先

愛媛労働局　職業安定部職業対策課　助成金センター

松山市勝山町2-6-3　FJ松山ビル２階　　☎089-987-6370（月～金曜日）8:30～17:15

※土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は閉庁しております。

※助成金の相談・申請先は上記の助成金センターとなります。

※（公財）産業雇用安定センターでは出向の仕組みや、契約等に関する相談を承っておりますのでご留意ください。

※助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございますので、詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。（ https://www.mhlw.go.jp/content/000734455.pdf ）

愛媛事務所のご案内

公益財団法人
産業雇用安定センター愛媛事務所

TEL　**089-931-5494**

住所　松山市三番町4丁目11-1
　　住友生命松山三番町ビル4階

URL　http://www.sangyokoyo.or.jp/

交通アクセス

伊予鉄市内電車「市役所前駅」から徒歩5分

ご清聴
ありがとうございました